

提携金融機関

ご相談は最寄りの支店にて承ります。

 中央三井信託銀行

 住友信託銀行

 三菱UFJ信託銀行

 MIZUHO みずほ信託銀行

 SMBC 三井住友銀行

 RESONA りそな銀行

大学お問い合わせ窓口

一橋大学基金事務局

〒186-8601 東京都国立市中2-1
TEL 042-580-8888 FAX 042-580-8889
E-Mail kikin@ad.hit-u.ac.jp

ご厚意への感謝

一橋大学基金に一定額以上のご寄付をいただいた方々のご厚意に対して、種々の「感謝の気持ち」を用意しております。

寄付者芳名録

ご寄付をいただいたすべての方を「基金寄付者芳名録」にしるして、一橋大学の歴史に末永く留めさせていただきます。また、広報誌（HQ）上でご寄付者をご紹介します（ご希望により掲載しないこともできます）。

賞の贈呈

高額のご寄付をいただいた方に次の賞を贈呈します。

【功労賞】 個人100万円以上、法人500万円以上

【特別功労賞】 個人1,000万円以上、法人5,000万円以上

【荣誉功労賞】 個人3,000万円以上、法人1億円以上

【渋沢栄一マーキュリー賞】 個人1億円以上

銘板掲載

ご寄付をいただいた方のお名前を本館の「一橋大学基金寄付者銘板」に記して末永く顕彰させていただきます。

〔銘板色〕

ブロンズ : 個人 30万円以上
 法人100万円以上

シルバー : 個人100万円以上
 法人500万円以上

ゴールド : 個人1,000万円以上
 法人5,000万円以上

プラチナ : 個人3,000万円以上
 法人1億円以上

（金額は累計）



各種広報誌送付

広報誌「HQ（Hitotsubashi Quarterly）」や「一橋大学概要」をお送りします。

ご遺贈による寄付制度



 一橋大学

ご遺贈による寄付制度のご案内

一橋大学の教育・研究活動に対し、日頃より温かいご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、遺言に対する関心が高まっており、遺言書を作成される方が増えております。また同時に、慣習にとらわれない自由な相続を求められる傾向も高まっており、社会に貢献するといった自分の願いを将来確実に実現させる方法として、遺贈の利用が増加しつつあります。

一橋大学では、ご自分の築き上げられた財産の一部を一橋大学基金をはじめとする本学への寄付について遺贈をお考えの方々の便宜をお図りするため、銀行と提携して「遺贈による寄付制度」を設けております。

本学も国立大学法人化し、将来に向けた財政基盤の確保を図るとともに、更なる本学の教育・研究活動の振興に全学を挙げて一層の努力をしております。

皆様からのご寄付は、本学の教育・研究水準の向上や大学の国際化、課外活動助成等に大切に活用させていただきます。

一橋大学の教育・研究のさらなる発展にお力添えをいただけるという皆様のご意向を未来に生かす本制度を、ぜひご活用賜りますようご案内申し上げます。

国立大学法人 一橋大学

ご遺贈による寄付制度とは

遺言により、ご自分の築き上げられた財産を特定の方々に配分することを遺贈といいます。

遺言は民法に定める法的相続に優先しますので、具体的に遺産の受取人を指定することで、ご自分の希望どおりの遺産配分が可能となります。

この方法で財産の一部の受取人として一橋大学を指定することができます。一橋大学へ財産のご遺贈をいただいた場合、その遺贈財産については原則として相続税は課税されません（遺贈によらない場合でも、相続人が相続財産を申告期限までに一橋大学に寄付した場合には、同様に相続税の非課税財産となります）。

